

学位研究 第12号 平成12年6月 (論文)

[大学評価・学位授与機構 研究紀要]

オーストラリア高等教育機関における単位移転制度と学修歴認定

Credit Transfer System and Recognition of Prior Learning in Australian Tertiary Education

橋本 鉦市

Koichi HASHIMOTO

Research in Academic Degrees, No. 12 (June, 2000) [the article]

The Journal on Academic Degrees of National Institution for Academic Degrees

1. はじめに	31
2. オーストラリアにおける高等教育システム	31
(1) 高等教育機関の歴史と制度	31
(2) 学位・資格制度－AQFの導入	33
(3) 学位・資格と職業的レリバンス	34
3. AVCCとACTA	35
(1) 「大学－TAFE単位移転全国プロジェクト」	35
(2) ACTAの設立と活動	39
4. 単位移転とRPL.....	41
5. おわりに	42
ABSTRACT	45

オーストラリア高等教育機関における単位移転制度と学修歴認定

橋本 鉦市*

1. はじめに

本稿は、オーストラリアの高等教育機関における単位移転制度¹と学修歴認定²の制度を概観し、その現状について考察する。それとともに、学位授与機構と同様に学習者個人の履修歴を評価・認定して大学・TAFE間の単位移転を推進したAVCC（Australian Vice-Chancellor Committee：オーストラリア大学学長委員会）によるACTA（Australian Credit Transfer Agency：オーストラリア単位移転機構）について紹介し、その設置と廃止の経緯から、こうした授与機関に対する評価や課題についても考察することを目的としている。

オーストラリアでは、1980年代後半以降、高等教育システムのラディカルな改革が進行中であり、その改革の行方について先行研究も少なくないが³、本稿では、そうした大規模な改革のなかにあって学位・資格制度がどのように統一され、職業教育を主とするTAFEとアカデミックな大学の間での単位移転や、職業経験ならびに人生経験などの大学単位への認定がいかに進展しつつあるかについて、わが国の学位授与機構との比較を視野に入れつつ、考察することを目的としている。具体的には、まずオーストラリアの高等教育機関の歴史と近年の改革、またそれに伴う資格・学位の統一を図ったAQFの導入とそのインパクト（第2章）、AVCCによる単位移転プロジェクトとACTAの創設と廃止（第3章）、各大学における大学とTAFE間での単位移転とRPLの実状（第4章）、そして、オーストラリアにおける単位移転とRPLにおける課題と可能性を整理し、わが国の制度へのインプリケーションに言及する（おわりに）。

2. オーストラリアにおける高等教育システム

(1) 高等教育機関の歴史と制度

オーストラリアは、国土面積771万3,000平方キロ（日本の約20倍）、人口約1,800万人、6州（state）、北部準州（territory）及び首都直轄区（capital territory）から成る連邦制を敷いている。教育については、憲法上、州の責任事項とされ、各州の独自性が強いことが特徴的である。

初等・中等教育はいずれの州においても合計12年間で、6－6（4・2）制をとっている州（ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、タスマニア州及び首都直轄区）と7－5（8・2）制をとっている州（南オーストラリア州、北部準州、クィーンズランド州及び西オーストラリア州）とに大別される。

* 大学評価・学位授与機構 学位審査研究部 助教授

中等教育は州により第7または第8学年から第12学年までの6または5年間行われ、前期（4または3年間）と後期（2年間）に分けられており、前期段階と後期段階の修了時にはそれぞれ修了証書が授与される。第10学年修了時には、各学校での内部試験と教員の日常的な評価に基づいて前期中等教育修了証書が授与されるが、この修了証書は、中等学校の後期課程への進学や一部の技術・継続教育機関（TAFE: Technical and Further Education）への入学資格となっているほか、下級職への就職資格としても機能している。また、後期段階については、最終学年の第12学年に州の試験機関による試験に基づいて、後期中等教育修了証書（Senior Secondary Certificate of Education）が授与される。この修了証書は大学など高等教育機関入学の基礎要件となっているとともに、公務員や私企業における中級職への就職資格としても機能している。

高等教育は、伝統的な学術研究・教育を行う大学(University)と、職業教育・訓練を主体とする技術・継続教育機関（TAFE: Technical and Further Education）とに大きく分けられる。大学への入学は、後期中等教育修了試験の成績の他に、中等学校からの生徒についての報告書などに基づいて大学が行い、独自の入学試験は課されておらず、またその成績のスコアは、算定基準及び方式によって点数化され各州ごとに異なっている。TAFEは、第10学年（前期中等教育）修了者と第12学年（後期中等教育）修了者を受け入れているが、通常、各州の適性テスト又は入学資格試験によって選抜されている。

さて、大学セクターは、1980年代後半まで、1850年にニューサウスウェールズ植民地（州）に創設されたシドニー大学をはじめ、メルボルン大学（1853年）、アデレード大学（1874年）などの伝統的な有力大学と1960年代から増設された新大学などから成る「University」と、職業教育志向の強い高等教育カレッジ（「CAE」: College of Advanced Education）という「二元制」（バイナリーシステム）が敷かれていたが、1987年以降のドーキンズ雇用教育訓練大臣が主導するドラスティックな一連の改革によって、大学とCAEは、「効率性」と「規模の経済」の観点から全国統一制度（UNS: Unified National System）のもとに一元化され、1999年現在では、国内に43の大学が設置されている⁴。そのうちUNSに属する大学は38校（現在もなお統一が進行中であるため、UNSに属さない大学もある）である。国立のオーストラリア国立大学とキャンベラ大学、私立のカトリック系の2校の他は、すべて公立（州立）である。

また、TAFEは、連邦政府の援助を受けた各州の公立の教育機関（予算比率は州と連邦政府が8：2）であり、国内に現在約300校ちかく存在しており、第10学年（前期中等教育）修了者及び第12学年（後期中等教育）修了者を受け入れており、15歳以上の約130万人が就学するオーストラリアの一大教育セクターとなっている。TAFEでは、農業、芸術、人文、建築・建設、経済、ビジネス経営、コンピュータ、デザイン、グラフィック・アート、電子・工学、保健・体育、天然資源、印刷、科学、観光、看護、教育などの専門分野の職業・技術教育を提供しており、また授与する資格は、国内のどの州においても等価であり、実務的・実践的なカリキュラムを特徴としている。なお、TAFEと同様の職業教育を提供する私立の学校機関も若干存在しており、これらの機関をあわせ、大学と対比する形で、VET(Vocational Education and Training)セクターと呼称されている⁵。

(2) 学位・資格制度－AQFの導入

大学の学士課程レベルでは、修業年限3年の学士学位 (Bachelor Degree) (4又は5年の専攻もあり、また優等学位 (Honours) のコースはさらに1年を要する)、修士 (Master Degree)、博士 (Doctoral Degree) の他、職業志向の強い3年課程の上級ディプロマ (Advanced Diploma)、2年課程のディプロマ (Diploma) (1995年以前のRATEではそれぞれディプロマ (Diploma)、準ディプロマ (Associate Diploma) に、ほぼ相当する)、またそれらの上位の資格として、Graduate Certificate、Graduate Diploma、が授与されている。一方、TAFEにおいては、Certificate I、Certificate II、Certificate III、Certificate IV、Diploma、Advanced Diplomaが授与されている。

上段で触れたように、1995年以降、オーストラリアでは、このTAFEと大学で授与される資格、学位の統一化を図るため、資格と学位が並立していた従来のRATE(Register of Australian Tertiary Education)を改革し、新たにオーストラリア資格制度(AQF: Australian Qualifications Framework)を導入し、2000年以内に、全ての高等教育機関での資格・学位制度をこのAQFに統一することになっている(表1、表2参照)。

1980年代後半から始まった先進諸国に共通した潮流として、高等教育レベルでの教育・訓練カリキュラムに対する「能力」の有無 (competency-based) による評価がすすんでいるが、オーストラリアの高等教育機関、とくに職業教育を提供しているTAFEなどのVETセクターにおいては、カリキュラムも職業的なレリバンスを有する「能力」が身に付いているか、トレーニング課程の性質よりもトレーニングの結果として個人がどのようなことができるようになるかといった側面が強調されるようになり、個人の学修(歴)に関する理解にも重大なインパクトをもたらしたことが、AQF導入の契機となったと考えられる。

AQFの諮問委員会 (Advisory Board) は、AQFの意味について、全国共通の高等教育レベルでの一貫した学修歴認定の体系の導入により、個人ベースの単位移転や職業・人生経験などの認定 (RPL: Recognition of Prior Learning) を推進する役割を担い、大学などの教育機関や職業訓練セクターと労働市場間のフレキシブルなルートを形成することで、企業などが現実に必要と

表1：RATEとAQFの比較表

旧資格・学位制度	新資格・学位制度
RATE	AQF
Doctoral Degree	Doctoral Degree
Master Degree	Master Degree
Graduate Diploma	Graduate Diploma
Graduate Certificate	Graduate Certificate
Bachelor Degree	Bachelor Degree
Diploma	Advanced Diploma Diploma
Associate Diploma	Advanced Diploma Diploma Certificate IV
Advanced Certificate	Diploma Certificate IV Certificate III
Certificate	Certificate IV Certificate III Certificate II Certificate I

表2：大学とVETセクターにおける資格・学位授与

VETセクター	大学セクター
	Doctoral Degree
	Master Degree
	Graduate Diploma
	Graduate Certificate
	Bachelor Degree
Advanced Diploma	Advanced Diploma
Diploma	Diploma
Certificate IV	
Certificate III	
Certificate II	
Certificate I	

するスキルやニーズに適切に対応できるようにするとともに、個人の生涯学習にも寄与することにあるとしている⁶。

(3) 学位・資格と職業的レリバンス

新たな学位・資格制度であるAQFのもとでは、Certificate I, Certificate II は、学生に基本的な職業上の技能と知識のための新しい資格であり、Certificate III, Certificate IVは従来のAdvanced Certificateに取って代わる労働市場に適した資格とされている。これらの資格は、関連産業、企業、地域コミュニティ、専門職団体などによって是認された「能力」(competency standards)を満たす技能と知識を示すものとされる。具体的には、読み書き能力と数量的思考能力、コミュニケーション技能、チームワークの技能、現場に必要なテクノロジー、などとされる。

ディプロマ(Diploma)と上級ディプロマ(Advanced Diploma)は、学生に基本的な専門教育とテクノロジーをベースとしたスキルと専門的知識を示す資格と想定されている。上級ディプロマは、ディプロマよりも高次の資格であるが、両者ともに想定されている職業は、準専門職レベルである。

学士学位(Bachelor Degree)は、専門職参入のための基礎的な資格と位置づけられており、アカデミックなディシプリンに関連する体系的な知識とスキルを示すものであり、原理と概念、問題解決のための技術、などを包含するとされている。

次に大学で授与される高次の職業資格として、Graduate CertificateとGraduate Diplomaがあるが、これらは、ふつう学士学位と上級ディプロマ(Advanced Diploma)の上位に位置づけられている。特殊な職業に関連して、学士課程レベルで得られたスキルと知識をより掘り下げるためにもうけられた資格である。

修士、博士に関しては、以上の資格と学位の上位に位置しており、それぞれ専門職に関連した専門的な知識とスキルの証明書として機能しており、とくにこれまでの学位システムからはずれた性格ではない⁷。

AQFのもとでの統一的な資格・学位制度によれば、職業的な資格とアカデミックな学位が並列関係にあるというより、それぞれの資格と学位の要件は、ある意味で、お互いが重複する直線的な関係にあるとっていい。つまり、大学での資格・学位取得の要件とされるコースプログラムはそれぞれ重なるケースが多く、またTAFEでの資格取得の要件となったコースプログラムは、大学での資格あるいは学位取得の際に、同様のコースが重複している場合には、それらを免除されるのである。AQFのもとでの資格と学位の要件は、それぞれお互いに何割かが重複していると考えれば、理解しやすい。たとえば、後に詳述するが、ディプロマ(Diploma)取得者は大学での3年間の学士学位課程の1年分を、また上級ディプロマ(Advanced Diploma)取得者には、同様に2年間分の課程をそれぞれ免除するといった具合である。こうしたままとまったコースプログラムの免除という規定は、AQF導入にあたって、職業的な思考を持つ資格と従来のアカデミックな学位を単線的に結びつけ、TAFEから大学への単位移転をスムーズにしよ

うとする試みの結果でもある。

さて、80年代後半以降の「効率性」と「規模の経済」を目指したラディカルな改革によって、オーストラリアの高等教育システムは大きな再編・統合を経験し、今日では、大学とTAFEという2大セクターのもとで、資格と学位もリニアな統一的な体系を整えつつある。単位移転の進展やこれまでの学修歴の認定の推進自体、こうした改革の中心的なイシューであったわけだが、実際に、そうした単位移転などの実務にあたったのは、次章で見るAVCCであり、またその下部組織として設立されたACTAであった。

3. AVCCとACTA

(1) 「大学—TAFE単位移転全国プロジェクト」

さて、連邦レベルの教育行政は教育・訓練・青年省（DETYA: Department of Education, Training and Youth Affairs）が行っているが、同省は、これまでも見てきたように、経済や労働市場のニーズに応じて教育・訓練の調整を図るというドーキンズ改革に伴い、それまでの教育省と雇用・産業関係省の雇用・訓練部局の統合により1987年7月に雇用・教育・訓練省（DEET: Department of Employment, Education and Training）となり、さらに1996年に青少年問題、研究費などの所管が加わり、雇用・教育・訓練・青年省（DEETYA: Department of Employment, Education, Training and Youth Affairs）となったが、現在では雇用部門が切り離され、教育・訓練・青年省となっている。連邦政府は、この教育・訓練・青年省（DETYA）を通じて、先にも触れたように教育財政のほか、国としての教育政策の策定・調整・実施に大きく関与している。

ただ、大学とTAFE間の単位移転、学修歴認定に関して、大きな役割を果たしてきたのは、教育・訓練・青年省（DETYA）というよりは、各州の大学の最高機関であるオーストラリア大学学長委員会（AVCC: Australian Vice-Chancellor Council）である。AVCCは、国内の大学の学長（Vice-Chancellor）の協議体であり、それぞれの大学における学長の活動を補助し、研究と教育に関する問題について議論し、指針とガイドラインを開発、政府、企業、専門職団体などの大学外の諸集団とのレリバンスを維持して、国際的な協力関係を奨励する。また国内の大学に関する情報ソースを提供するなどの事業が目的である。

さて、1988-92年にかけて、大学とCAE間の実質的な統合が国家的に推進されたが、それが一段落ついた93年、AVCCは大学とTAFE間での単位移転に関する全国的なプロジェクト（National TAFE-University Credit Transfer Project）を発足させた。この1996年までの3カ年にわたる大規模なプロジェクトは、雇用・教育・訓練省（DEET）の財政支援を受けつつ、参加大学にTAFEとの単位移転を行う用意があるか否か、プロジェクトへの参加希望を募り、パイロット的に試行された。当初、その単位移転の対象領域とされたのは、工学（Engineering）、ビジネス研究（Business Studies）、看護学（Nursing、ただし1999-2000年度におけるパイロットケース）、映像芸術・デザイン（Visual Arts and Design、ただし1999-2000年度におけるパイロットケース）、コンピュータ科学（Computing Studies）、地質学（Geology/Geoscience）、ソーシャルワーク・社

会福祉 (Social Work/Social Welfare), 観光学 (Tourism/Hospitality), ビル建築管理 (Building/Construction Management), 教職教育・幼児期教育 (Teacher Ed/Early Childhood Ed), 図書館学・情報科学 (Library & Information Studies), 農業・園芸学 (Agriculture/Horticulture), 測量学 (Surveying/Geomatics) の13領域であった。

また、各大学が上記の領域の中からのどの領域についてTAFEとの単位移転をするかの合意については、表3に整理した。

表3：各大学における単位移転の専門分野

	Engineering	Business Studies	Computing Studies	Geology/Geoscience	Social Work/Social Welfare	Tourism/Hospitality	Building/Construction Management	Teacher Ed (Early Childhood)	Library & Information Studies	Agriculture/Horticulture	Surveying/Geomatics	Nursing*	Visual Arts and Design*
The University of Adelaide	*												
Australian Catholic University		*										Dipl. & Certi. IV	3 year deg.
The Australian National University			*	*									
University of Ballarat	*	*			*							Certi. IV	4-year deg.
Bond University		*	*			*							3 year deg.
University of Canberra													
Central Queensland University	*	*	*		*	*	*					Dipl.	
Charles Sturt University		*	*		*	*	*	*	*	*		Certi. IV	
Curtin University of Technology	*	*	*	*	*		*	*	*	*	*		3 year deg.
Deakin University	*	*	*		*		*(4-year degree)			*	*	Certi. IV	3 year deg.
Edith Cowan University	*	*	*			*			*	*		Dipl.	3 year deg.
The Flinders University of South Australia	*	*	*										
Griffith University		*	*			*		*				Dipl.	3-year & 4-year deg.
James Cook University of North Queensland	*	*	*	*	*	*							3 year deg.
La Trobe University		*	*	*	*	*				*	*		3 year deg.
Macquarie University	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
The University of Melbourne	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
Monash University			*		*		*	*	*				
Murdoch University	*	*	*		*	*		*	*	*			
The University of New England	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
The University of New South Wales					*	*							3-year & 4-year deg.
The University of Newcastle	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		Dipl. & Certi. IV
Northern Territory University	*	*	*		*	*	*	*	*	*	*		Dipl. & Certi. IV
The University of Queensland					*								
Queensland University of Technology	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		Dipl. & Certi. IV
Royal Melbourne Institute of Technology	*	*	*		*	*	*	*	*	*	*		Certi. IV
Southern Cross University		*	*		*	*	*	*	*	*	*		Certi. IV
University of South Australia	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		Dipl. & Certi. IV
University of Southern Queensland	*	*	*				*	*	*	*	*		3-year & 4-year deg.
Swinburne University of Technology	*	*	*			*	*						3 year deg.
The University of Sydney													
University of Tasmania		*	*		*	*	*	*	*	*	*		Dipl. & Certi. IV
University of Technology, Sydney	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		Certi. IV
Victoria University of Technology	*	*	*		*	*	*	*	*	*	*		Certi. IV
The University of Western Australia					*	*	*	*	*	*	*		
University of Western Sydney	*	*	*		*	*	*	*	*	*	*		Dipl. & Certi. IV
University of Wollongong	*	*	*										3-year & 4-year deg.

(データ: AVCC提供の内部資料による) *Pilot scheme, 1999-2000 *Pilot scheme, 1999-2000

AVCCが、実学的な領域に限りTAFEとの単位移転を試行したことの背景には、伝統的なアカデミックな学部では、ほとんど実質的にTAFEとの単位移転は意味がなく、教官の間では無関心であったためであり、また表3からも、いわゆる研究大学である西オーストラリア大学、シドニー大学などは、TAFEとの単位移転には消極的なことが見て取れる。40近くを数える大学群は、その中で明瞭なヒエラルヒーによって区分がなされており、より伝統的な大学・専門学部では、職業志向的なTAFEとの連関を強化しようとするインセンティブはほとんどないため、単位移転についても、自ずと後ろ向きにならざるを得ないようである。

さて、AVCCは、このパイロットプロジェクトの推進のため、混乱のないように単位移転のガイドラインを提示しているが、まず大学での単位移転ができるのは、TAFEにおいて、Diploma (以前のRATEのもとではAssociate Diploma), Certificate IV (ただし看護学のみ) を取得しており、かつ入学希望する大学が単位移転を認めている場合に限られるとしている。そし

て、上記の条件を満たす場合、単位移転されるのは、取得したTAFEのDiploma コースと関連する大学の学士課程コースが3年間の場合には、学士学位取得の要件とされる単位の33%分、4年間の場合には25%分が免除されるとし、また看護学の学士学位課程の場合には、TAFEで看護学のCertificate IVを取得しているものは16.5%分が、免除されるというものである。つまり、Diploma取得者は、大学の学士学位課程の1年分が、また看護学のCertificate IV取得者は、同じく大学では、半年分が免除されるというわけである。もちろん、これらの単位移転（免除）が認められるには、各大学が個別に取り決めている要件を満たす必要があるとしている。実際には、その後、各個別大学・学部でTAFEとの単位移転を認定する際には、それぞれの内規によって、必ずしもDiplomaなどの資格取得を要件とせず、TAFEで未了のままのコースプログラムを、個別に単位化しているケースも見られる。

さて、このプロジェクトは、先に見たように、トップの研究大学では大学全体としては不参加を表明する、あるいは分野を限った試行的な参加といった対応がみられたものの、職業志向の濃厚だったかつてのCAEを統合した多くの新大学群や、工学系などの実学部門を多く抱える大学などでは、このプロジェクトに積極的に参加する意向を表明した。

ただし、この単位移転プロジェクトに関しては、試行錯誤的な部分が大きかったため、AVCCは、同年93年末、各大学における単位移転と様々な学修歴の大学単位認定（RPL: Recognition of Prior Learning）のガイドラインを公表することとした。これらの「単位移転」および「RPL」に関するガイドラインは、それぞれ7項目にわたっているが、「単位移転」に関しては、以下の7原則である。簡単に列挙して紹介しておきたい⁸。

1. 大学は、ハンドブックや各州の入学センターを通して、他の大学やTAFEにおける高等教育レベルと見なされる科目に対して付与される単位数に関する情報を公開しなくてはならないこと。その情報には、完全に履修済みの学修はいうまでもなく、途中で放棄された学修に対してもどれほどの単位が付与されるのか、に関して明確にされている必要があること。
2. 各大学の単位移転に関する情報には、入学希望者に対して、AVCCのガイドラインによる単位認定が必ずしも個別大学に入学できることを保証するものではないということを、示すものとする。
3. 各大学は、入学希望者が単位移転のコースを希望した時点で、どれほどの単位が免除されるのかを、入学希望者に知らせるものとする。
4. 入学希望者は、移転する単位が、学位取得に必要な単位に最大限移転されうること、あるいは最低でも、特定の分野において、AVCCが推奨する限度まで、移転されうることを期待できるものとする。
5. 単位は、できるだけブロック単位の形（コースプログラムの全課程あるいは何年ヶ分といった形）または、特定の単位の形態（学生が取る必要がない科目がわかる形態）で授与され、そして入学希望者はコース修了期間を短縮することができること。
6. 入学以前に履修すべき科目がある場合、あるいは単位移転申請の際に他に条件がある場合

には、大学はそうした条件に関する情報を入学希望者に公開すること。

7. それぞれの大学は、効果的な広報活動によって、学内での単位移転のポリシーを公表し、その広報活動によって公表される情報には、以上の原則が明記されること。

などである。

次に、「RPL」についてのガイドラインであるが、同じく7項目にわたっている。以下で簡単に整理しておく。

1. 大学は、RPLに関して、明確なポリシーを作成・公表すること（可能ならば、認定可能な単位数も）。大学の単位として認定するRPLが対象とする学修は、以下の2種類に分類される。
 - ・大学・TAFE以外の専門職団体、企業、私立の教育機関、大学が認定する教育機関、などが付与するいわば公的に証明された（credentialled）学修
 - ・職業経験や人生経験に基づく個人的で、公式には資格として証明されない（uncredentialled）学修
2. RPLについての情報には、AVCCのRPLのガイドラインが必ずしもそれぞれの大学で単位認定されることを保証するものではないと示すこと。
3. RPLの申請者は、大学のコースの単位として認定する際に考量される学修の形式や源泉についてアドバイスされるものとする。たとえば、専門職団体、企業、私立の教育機関、大学が認定する教育機関での学修、仕事上での学修や実地での職業経験、人生経験からの学修、などである。
4. 仕事上の経験や人生経験の認定作業の際には、その学修歴は大学のコースと同等の内容と水準が保たれていること。また、RPLを認定する際の水準は、その大学のコースより高いものであってはならないこと。
5. RPLの大学単位の認定作業の手順としては、大学・TAFE以外の専門職団体が提供するコースの認定の場合には、その認定をするアカデミックスタッフは、大学のコースについて詳細な知識を持っていること、また職業および人生経験の認定には、その認定をするアカデミックスタッフは、大学のコースについて詳細な知識を持つことに加えて、RPLの認定方法の専門家でなくてはならないこと。
6. RPLの認定作業手順は、単位認定が要請された学年暦が始まるまでに完了し、申請者に結果が報告されていること。
7. 職業および人生経験の学修歴の認定をおこなう大学は、何らかの形式で、RPLに要する費用に関して情報を公表すること。

AVCCは、上記にあるように、学修歴を2カテゴリーに分類し、一つは、大学・TAFE以外の専門職団体などが付与するいわば公的に証明された（credentialled）学修に対する単位認定、いま一つは自らの職業経験や人生経験に基づく個人的で、公式には資格として証明されていない（uncredentialled）学修に対する認定作業、と定義付け、正規の高等教育機関における学修で

はない専門職団体による資格や職業経験・人生経験などを大学の単位として認定し、上記の大学とTAFE間での単位移転を補完するような代替的な学修履修ルートとして位置づけたのである。

ただ、こうした単位移転とRPLの実際問題として、こうしたこれまでにはない新しい単位移転やRPLが、大学の正規のコースと、どう等価（equivalent）であると保証するのか、またその認定方法や手順に関して、その専門家などが十分に確保されるのか、またAVCC自身は、このガイドラインによる各大学の単位移転とRPLが必ずしも個々の大学で単位化されるとは限らないなどとして、その責任を負わないなどの点は、大きな疑問のあるところであり、あくまでも1993年時点での各大学の努力目標を提示したに過ぎなかったのである。

(2) ACTAの設立と活動

さてAVCCは、上記のような1993年からの3年間のプロジェクトが各個別大学で推進されていく条件を整備するため、1995年、全国レベルのオーストラリア単位移転機構（ACTA：Australia Credit Transfer Agency）を設置し、大学とTAFE間の単位移転、RPLを進めることとした。この機関はあくまでも「パイロット」的な試みであると位置づけられていたものの、AVCCとしては、上記の業務を積極的に推進させるための全国機関として、その役割に大きな期待を寄せていたようである。

AVCC自体は、キャンベラ（首都特別区）に位置しているが、ACTAはアデレードに本部を置かれることとなった。また、財政的には、連邦政府（Commonwealth Government）に多くを頼りつつも、AVCCとACTA自身の収入によるものとされていた。

ACTAの役割としては、まず、AVCCと連邦政府に対する大学とTAFE間の単位移転、RPLに関するデータの提供、また国内の大学において公的に証明された（credentialled）学修に対する大学単位化のデータの蓄積と公開、職業経験や人生経験に基づく個人的で公式には資格として証明されない（uncredentialled）学修の大学単位化についてのデータの蓄積と、個別大学へのアドバイス、RPLの証明として「ポートフォリオ」を評価する専門的なアドバイス（ACTAが個別に契約した大学の専門スタッフによる）、などがあげられている。具体的な業務サービスの料金としては、大学のコース入学の申請の仕方についてのアドバイス、大学ですでに単位化されているTAFEでの学修についての情報、RPLに必要なポートフォリオの準備の仕方のアドバイス、などは無料としていたが、公式にRPLを評価するサービスについては手数料を取るものとしていた⁹。

さて、ACTAが発足当時に発行した『あなたがすでに学んでいることを大学で単位として認められるには』と題したパンフレットには¹⁰、大学での正規の学位プログラムを年限および金銭的に短縮・軽減するための方法として、ACTAが、個人がすでに保持している資格や学修歴を大学の単位として認定されるよう援助するとして、その活動の内容の一端が記載されている。まず、どんな種類の学修が大学のコースで単位として認められるか、その際にACTAがどのようなことを援助し得るか、また申請者はどのようなことが必要か、コストはいかほどか、など

について、詳細に紹介されている。

まず、ACTAは、大学での単位化を望むものに対して、その学修歴について話し合う場を設け、正規の教育機関を卒業してどれほどの年数が経っているか、その後TAFEなどでの学修歴があるか、どの程度大学レベルの学修歴があるか、もう一度あらためて最初から大学での学位プログラムを始める必要があるか、などについて、相談するとしている。

その際に、ACTAは、(1) 入学希望する大学のコースの確定、それに伴う入学手続きの場所、期限、方法などのアドバイス、(2) 教育機関卒業後の学修歴の査定、入学を希望する大学コースへの可能性の明確化、(3) 学修歴の評価、ポートフォリオ作成の際のアドバイス、などをその主な業務として実施するものとし、これらの業務に関しては、全て無料であるとしている。

ただし、ACTAが個人の学修歴を大学レベルの単位として認定されうると査定したとしても、必ずしもそれをもって個々の大学で自動的に単位化されることを保証するものではないと、注意を喚起している。また、ACTAは、個別の大学に申請する書類（ポートフォリオ）の作成を援助するものとし、その業務に関しては手数料を徴収するともしている。ここでいうポートフォリオとは、申請者個人の学修歴の全てを記載した書類を指し、様々な資格証明書や雇用者による職業上の知識・技能に関する証明書のような書類などを含むものである。また、その具体的な記載内容の例として、(1) TAFEや他の大学が認定しているコースでの学修歴、(2) 雇用者および専門職団体が提供・支援するコース、(3) 地域のコミュニティが提供する教育プログラム、(4) OJTでの学修、スキル、訓練歴など、(5) 大学での単位化されていないコースの学修、(6) 重要な責任を伴う地域コミュニティでの活動、などがあげられている。

なお、このポートフォリオ作成に関する手数料は、ポートフォリオ自体の内容と作成時間に左右されるものであり、ACTAに納める手数料としては、TAFEなどでの学修歴などを示したごく単純な書類の場合には、150オーストラリアドル（約1万円）、また職業および人生経験などを示した複雑な書類作成に場合には、1書類について450オーストラリアドル（約3万1千円）と規定されており、ACTAの職員がポートフォリオ作成前に、手数料の総額を示すものとしている。

これらのポートフォリオ作成の際の学修歴査定は、ACTAが契約依頼している実際の大学スタッフによるものとされ、彼らは申請者が希望する大学コースに通じており、かつRPLの専門家であるとしている。ACTAの職員は、申請者にアドバイスおよび援助はするものの、査定自体にコミットすることはないとしている。

以上が、ACTAの活動の概要であるが、最大の問題は、ポートフォリオ作成などのアドバイスの手数料として数万円徴収するものの、そうした作業を通して申請者が大学に単位認定の申請をしたとしても、その学修歴の大学単位への認定は、各大学のスタッフにゆだねられており、したがってACTAによるアドバイスが、それぞれの大学で必ず単位化されることを保証するものではないという点に集約される。実際に、創設以来、申請者も数十名にすぎなかったようで、結局、ACTAは2年ほどで廃止されてしまったのである。現在では、AVCCは、先にあげたガ

イドラインを提示するにとどまり、実際の単位移転とRPLの業務は、各個別の大学・学部が執り行っているというのが現状である。

4. 単位移転とRPL

さて、では、各大学において単位移転とRPLはどのような進展を見せているのだろうか。

まず、RPLの導入に関しては、各大学は、大学全体としてのコンセンサスはとれており、またいくつかの各学部ではRPLに関するポリシーなどが公表されてはいるものの、その専門家も少ないため、各大学とも現場ではかなり混乱しており、実際には、ほとんど受け入れていないことである。

大学とTAFE間での単位移転に関してであるが、表4に、大学入学者のうち入学以前にTAFE

表4：各大学における入学者のうちTAFEでの学修歴を持つ学生の比率（％）

	1995	1996	1997	1998
The University of Adelaide	0	2	1	4
Australian Catholic University	1	3	4	11
The Australian National University	2	1	1	7
University of Ballarat	3	2	3	6
Bond University	-	-	-	-
University of Canberra	12	10	9	16
Central Queensland University	6	6	9	14
Charles Sturt University	16	12	14	22
Curtin University of Technology	11	12	11	11
Deakin University	4	5	5	11
Edith Cowan University	17	18	18	16
The Flinders University of South Australia	2	2	3	7
Griffith University	9	8	6	12
James Cook University of North Queensland	3	1	4	10
La Trobe University	3	4	3	6
Macquarie University	5	2	4	10
The University of Melbourne	1	2	1	4
Monash University	8	8	8	10
Murdoch University	6	5	6	11
The University of New England	5	4	5	17
The University of New South Wales	2	3	2	5
The University of Newcastle	9	6	5	15
Northern Territory University	10	15	13	11
The University of Queensland	3	3	3	4
Queensland University of Technology	11	3	8	12
Royal Melbourne Institute of Technology	10	11	10	13
Southern Cross University	-	-	-	-
University of South Australia	6	3	7	15
University of Southern Queensland	5	5	5	11
Swinburne University of Technology	27	24	19	19
The University of Sydney	1	1	2	5
University of Tasmania	6	6	7	11
University of Technology, Sydney	11	8	14	20
Victoria University of Technology	12	11	8	11
The University of Western Australia	1	2	1	2
University of Western Sydney	7	7	5	15
University of Wollongong	8	7	7	11
全体	7	6	7	11

(データ:AVCC提供の内部資料による)

での学修歴を有する者の比率のここ数年の推移を示した。なお、ここで言うTAFEでの学修歴を有する者とは、必ずしもTAFEにおいてDiplomaなどの資格を取得していない場合でも、つまりそれらのコースプログラムを完了していない場合でも、各大学のTAFEからの単位移転のポリシーにしたがって、単位移転が認定されている学生をも含んでいる。

全国的には、表にもあるように、1996年には6%（正確には6.3%）だったが、翌1997年には7%（正確には7.5%）に増加しており、AVCCによれば、近い将来20%台にも達すると予測している。こうした職業的なカリキュラムを主体とするTAFE学生の大学入学者の増加について、AVCCは、学生及び市場（雇用者）のより高度な職業的スキルの習熟志向及びニーズの高まりの結果として位置づけているが、同時に、大学におけるカリキュラムも労働市場へのレリバンスを高め、企業が必要とするスキルを習熟させるべきであるという見解も示している。また現実的にも、大学とTAFE間での単位移転は、学生にとっては学位取得要件となっている取得単位（数）の重複の回避、またそれに伴うコストの軽減というメリットもあるという見解を繰り返している¹¹。

ただ、同時に、この表からは、先にも言及したように、西オーストラリア大学、シドニー大学、メルボルン大学などといったトップの研究大学では、TAFEでの学修歴を持つ学生の割合は、多少上昇してきてはいるものの、きわめて低調であることも見て取れる。前章でも見たように、オーストラリアの大学は、階層的な構造を有しており、TAFEからの学生の受け入れは中堅以下の大学において盛んであることが、逆に指摘できる。そうした大学群は、職業志向の強いCAEとの統合を果たした大学、または工学系などの実学部門を有する大学が多いわけだが、また同時に、こうした大学群では、学生獲得のためにTAFEからの学生を積極的に受け入れているともいわれている。

5. おわりに

以上見てきたように、大学とTAFE間での単位移転や、職業および人生経験上の学修歴の大学単位認定に関しては、一部の伝統的な研究大学では少なからぬ抵抗が見られるようだが、高等教育機関における職業的・市場志向的な教育への流れは、今後ますます加速するものと考えられる。

実際に、大学とTAFE間の単位移転に関して積極的なのは、大学よりもTAFEサイドであり、また職業教育を支援する全国レベルの公的機関である。ANTA(Australian National Training Authority, オーストラリア職業訓練機構)は、その代表と言ってもいいが、この機関は、国内のVETセクターのカリキュラムのコーディネーションと統合を図るために、1994年に設立された新しい全国機関で、連邦および州政府の職業・労働担当部局と、企業サイドの意向の調整役を果たすことが期待されている¹²。この機関は、VETセクターでの新たな職業教育・訓練に関するより市場志向的な枠組みの開発（より市場のニーズに見合った「トレーニング・パッケージ」といったカリキュラムの導入）に乗り出しているほか、先のAVCCと協同で、これまでAVCC

がパイロットプロジェクトとして進めてきた単位移転とRPLの各大学での現状の調査を行っているが、その予備調査報告によれば、いくつかの大学をケーススタディとして、その取り組みの事例があげられており、今後の課題を要約するに、先に示したようなAVCCの単位移転とRPLに関するガイドラインが厳守される必要がある、とくりかえしている¹³。

さて、80年代後半に始まった高等教育のラディカルな改革のメルクマールとなった（ホワイトペーパー『高等教育（政策提言文書）』）でも、1988年の段階で、「・・・単位の互換認定といった課題に関して機関間での調整が効率的に行われるようになろう…」と指摘され¹⁴、AVCCがその推進に大きな役割を果たしてきたことはこれまでに見たとおりであるが、それに応じた各大学での取り組みは、実は非常に多様である。先にも触れたように、TAFEでDiplomaなどの資格を取得していない場合でも、すなわち、そのコースプログラムを全て修了していない場合でも、各大学ごとの単位移転のポリシーに基づいて、そのコースプログラムのうちのいくつかは、大学の単位として認定されているケースもあり、また、そうした対応は、大学ごと、また学部ごとに、大きな違いを見せている。本稿では、こうした各大学・学部ごとの単位移転に関するインテンシブな考察までは踏み込まず、今後の課題として残っている。

また、単位移転には、「TAFEから大学へ」という移転だけではなく、「大学からTAFEへ」というベクトルもあり、実際に、大学で学位・資格を取得した後、さらにより実践的なスキルを身につけるためにTAFEで学ぶ学生も増えているという¹⁵。単位移転という本質を考える上では、こうした学生の流れも、今後、考慮に入れていく必要があるだろう。

いずれにしても、90年代に入ってからAVCCのガイドラインによるパイロットプロジェクトと90年代半ばのACTAの設置と廃止という経緯は、高等教育機関間での単位移転やRPLは、全国的な機関によって集中的・効率的に行なわれるのではなく、むしろ個々の大学の手によって推進されていくことを基本的な方向として示しているのだといえよう。ただ、そうした個々の大学での試みは、ようやく本格化されてきたばかりであり、単位移転やRPLの「制度」としての定着や運用方法の洗練化、さらには一部の領域では2000年度までパイロットプロジェクトと位置づけられているこうした試みへの政策的な評価は、今しばらく時間を要するものと考えられる。したがって、上記にあげた課題を含め、個々の大学での詳細かつ包括的な動向に関しては、さらに別稿を用意したい。

<注>

- 1 本稿では、Credit Transferを、単位互換ではなく、高等教育機関における異質のセクターである大学とTAFE間の単位の認定という意味で、単位移転と訳する。
- 2 米国におけるPrior Learningの大学単位化に関しては、山田礼子「経験学習と単位の認定」『学位研究』第10号、1999、を参照のこと。
- 3 杉本和弘「オーストラリア高等教育システムの転換過程－「二元制」から「一元制」へ－」『名古屋大学教育学部紀要（教育学）』第44巻第1号、1997、同「高等教育システム改革に

- 関する豪英比較』『比較教育学研究』第24号, 1998, 出相泰裕「オーストラリアにおける高等教育改革—ウエスト提言を中心に」『IDE』, NO411, 1999, など。
- 4 この事情は, 杉本, 前掲論文 (1997), に詳しい。
 - 5 本節の教育制度の記述は, National Office of Overseas Skills Recognition, *AUSTRALIA: A Comparative Study (Country Education Profiles)*, Department of Employment Education and Training, 1995, および文部省編『諸外国の学校教育 アジア・オセアニア・アフリカ編』1996, の「オーストラリア」の記述に多くを負っている。
 - 6 Australian Qualifications Framework Advisory Board, *AQF Implementation Handbook (second edition)*, 1998, p.2。
 - 7 Ibid., pp. 6-54.
 - 8 AVCC, *Credit Transfer Principles & Guidelines on Recognition of Prior Learning*, Dec. 1993.
 - 9 AVCC提供のACTAに関する内部資料による。
 - 10 ACTA, *Getting Credit in Universities for What You Already Know or Can Do*, 1995.
 - 11 AVCC, *Towards Seamless Tertiary Study: Universities Extend TAFE Credits - TAFE Entries to Universities on the Rise*, July 1998.
 - 12 National Office of Overseas Skills Recognition, op.cit., pp.12.
 - 13 AVCC-ANTA, *Articulation and Credit Transfer Project, Preliminary Report from the Joint VETASSESS-UTS Project Team*, June 1999.
 - 14 Dawkins, J.S., *Higher Education: a policy statement paper (White Paper)*, Australian Government Publishing Service, 1988, p.27.
 - 15 AVCC-ANTA, op.cit., pp.9-10.

[ABSTRACT]

Credit Transfer System and Recognition of Prior Learning in Australian Tertiary Education

Koichi HASHIMOTO*

Since the late 1980s, the reform of the higher educational system has radically been carried out in Australia. In this paper, I examined how the degree system and the qualification system have been merged and what has been going on about the credit transfer between TAFE (vocational schools) and academic universities, and RPL (recognition of prior learning) in Australia, in comparison with NIAD in Japan.

First of all, I studied the history and the recent reform of the higher educational system in Australia, and the introduction of AQF that aims to merge the degree and qualification systems as a part of the reform (Chapter2). Then I examined the credit transfer project by AVCC (Australian Vice-chancellor Committee), in which each student's prior learning is evaluated and recognized for promoting the credit transfer between TAFE and universities, and establishment and abolition of ACTA (Australian Credit Transfer Agency) (Chapter 3). In Chapter 4, I studied the actual situation of the credit transfer between TAFE and universities and RPL. Finally I proposed challenges for the credit transfer and RPL in Australia and also I gave suggestions to our system (Conclusion).

* Associate Professor.Faculty of Assessment and Research for Degrees, National Institution for Academic Degrees.